

税の申告等に関するお知らせ

■県税・市税の軽減措置等

東日本大震災で被害を受けた方は、地方税の軽減措置等を受けられます。そのためには、手続きが必要な場合があります。

税制上の措置	概要
県税 不動産取得税の軽減措置	<ul style="list-style-type: none"> 耕作等が困難となった農用地に代わる農用地を取得した場合 警戒区域内にあった農用地に代わる農用地を取得した場合
市税 個人住民税の軽減措置	<ul style="list-style-type: none"> 住宅・家財・自家用車などに損害を受けた場合(雑損控除の適用を受ける)

《問合せ》

・ 県税(不動産取得税)：豊岡県税事務所 ☎26-3630
 ・ 市税(個人住民税)：税務課 市民税係 ☎21-9045
■所得税等の軽減・免除等
 税制改正により、東日本大震災で被害を受けた方や復興推進に向けた取組みを対象に、

■東日本大震災義援金等に

に係る税の控除

東日本大震災に係る義援金等を地方公共団体、日本赤十字社、または中央共同募金会などに寄付した場合(2千円以上)には、所得税、個人住民税の控除を受けられる場合があります。控除を受けるためには、受領証など必要書類を添付の上、確定申告または市県民税の申告が必要です。確定申告は、自宅で申告書を作成できる国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用ください。

《問合せ》

・ 所得税：豊岡税務署 ☎22-2101
 国税庁ホームページアドレス
<http://www.nta.go.jp/taxaffair>
 ・ 個人住民税：税務課市民税係 ☎21-9045

公的年金受給者の確定申告書の提出が不要となる場合があります

平成23年分の確定申告から、公的年金等に係る雑所得を有する方で、以下の要件に該当する方は、所得税の確定申告書の提出が不要になりました。

公的年金等の収入金額(2カ所以上ある場合は、その合計額)が**400万円以下**

かつ

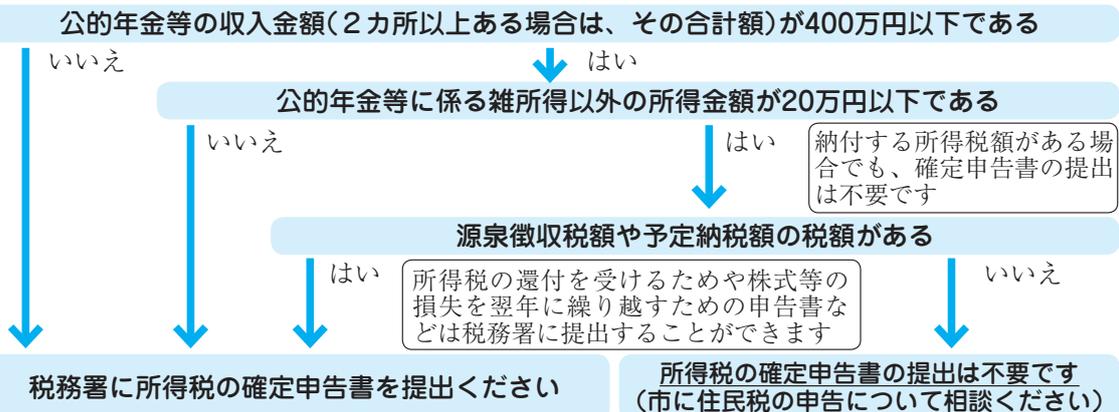
公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が**20万円以下**

に該当する場合

(注) 上記の要件に該当する場合であっても、

- ・ 医療費控除や寄附金控除など各種所得控除の追加により、所得税の還付を受けるための申告ができます。
- ・ 住民税の申告が必要な場合があります。詳細は、問い合わせてください。

■申告要否フローチャート



公的個人認証サービスの電子証明書の有効期限等を確認ください

e-Taxで申告等の手続きを行うには、一部の手続きを除いて電子証明書が必要です。

公的個人認証サービスの電子証明書に次の事由が生じた場合は、電子証明書が失効します。引き続き利用する場合は、再度申請する必要があります。

- ・ 電子証明書の有効期間(3年間)が満了した場合

- ・ 氏名、住所を変更した場合
 - ・ 電子証明書の失効申請をした場合
- 電子証明書の有効期限などは、公的個人認証サービスのホームページで確認ください。

http://www.jpki.go.jp/faq/digital_id/27.html

《問合せ》市民課市民係 ☎21-9015

身分証明書として

「住基カード」を取得しませんか？

金融機関で口座を開設するときや10万円を超える現金振り込みをするとき、市役所の窓口で住民票や印鑑登録証明書などの各種証明書を請求するときなど、さまざまなか所で本人確認が求められます。

このような場合には、住民基本台帳カード(住基カード)を持っていくと、身分証明書になり、大変便利です。

《問合せ》市民課市民係 ☎21-9015 または各総合支所市民福祉課

住基カードは、市の住民基本台帳に登録され(住民票があり)、希望する方ならどなたでも取得できます。「顔写真付き住基カード」は、運転免許証やパスポートと同様に身分証明書として使えます。例えば、運転免許証を返納した方、持たない方などが、身分を証明する場合に最適です。

住基カードの有効期間は、発行日から10年間ですので、一度取得すると、長期間利用できます。

ぜひ、住基カードを取得ください。



▲住基カード

▽申請方法 住基カードは即日交付できません。申請のために市役所に来ていただき、市役所から後日送付する照会書(回答書)を持参の

上、住基カードの受け取りに再度来ていただきます。

▽申請できる方 市の住民基本台帳に登録されている方

(申請者本人、法定代理人(注1)、または任意代理人(注2))

※注1：法定代理人とは法律の規定で定められた代理人(例：未成年者の親権者)

※注2：任意代理人とは申請者から委任を受けた代理人

▽申請時に必要なもの

・印鑑

・6カ月以内に撮影したパスポート規格の写真(顔写真付き住基カードを希望の方)

※窓口で無料撮影もします。

指定の様式の委任状(任意代理人による申請の場合)

▽受け取りできる方 申請者本人または法定代理人



▽受け取り時に必要なもの

・印鑑

・照会書(回答書)

・本人確認資料(運転免許証、保険証、年金手帳など、公的機関が発行したもの)

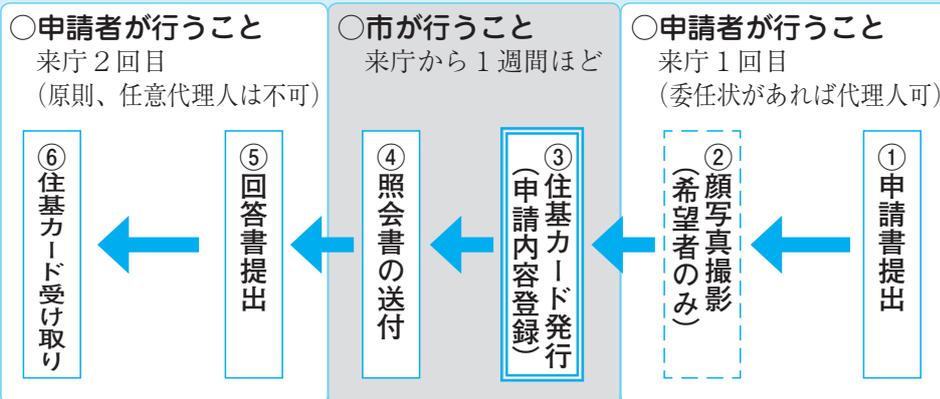
・手数料(500円)

※暗証番号の入力のため、4桁の数字が必要です。

▽申請窓口 市民課または各総合支所市民福祉課

▽受付時間 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

《交付の手順》



申請書の提出は申請者本人、法定代理人、または任意代理人が行えます。指定の様式の委任状と顔写真(顔写真付き住基カードを希望の方のみ)を持参ください。

照会書は、申請書が提出されてから、できる限り1週間以内に送付しますが、申請者が多い場合は送付が遅れることがあります。了承ください。

住基カードの受け取りは、申請者が病気などの特別な事情のある場合以外は、任意代理人が行うことはできません。